

徳島県林業労働安全衛生推進大綱

1 はじめに

徳島県における林業の労働災害は、毎年20件から30件程度発生しており、長期的には減少傾向にあるが、依然として高い状況にある。

一方、数年おきに発生していた死亡災害については、平成30年以降は発生しておらず、改善が見られる。

令和5年3月に厚生労働省が公表した「第14次労働災害防止計画」（2023年度～2027年度）を受け、徳島労働局が策定した「徳島第14次労働災害防止推進計画」において、林業は、重点的に労働災害防止対策に取り組む業種に取り上げられている。全国統計においても、労働災害の発生度合を表す指標である「年千人率」では、林業は全業種平均の約9倍の状況が続いており、労働災害発生率が著しく高い業種となっている。

また、林業従事者の高齢化は、依然として高水準にあるが、近年はリタイアによる減少の傾向が見られる。しかし、高齢化による身体機能の低下に起因する、転倒等の労働災害は依然として多く、高齢者の特性を考慮した労働安全衛生対策が求められている。

一方で、高性能林業機械のオペレーターを中心に若者の新たな就業が進んでおり、これら新規就業者に対して、危険な作業環境の認識や労働災害を未然に防止するための知識・技能等の習得が重要となっている。作業環境の改善には、労働強度の軽減、安全性の向上につながる新たな林業機械等の導入が必要であり、機械化の推進は新規就業者の確保にも有効である。

なお、これら林業機械の導入にあたっては、作業システムや操作技術の習熟のほか新たな技術に対応したリスクアセスメント等の労働災害防止対策が必要である。

また、林業事業体においては、近年の木材価格の変動が大きい状況の中、安定的な経営を維持するための事業量の確保が課題となっている。

このような厳しい経営環境の中、各林業事業体においては、労働災害の発生が人的損失や経済的損失という事業体の経営への圧迫のみならず、社会的な損失をもたらすことになることを十分に留意するべきである。

今後、県内の充実した森林資源を活かし、林業の振興を図っていくには、事業量の確保及び新たな担い手の育成が重要であり、林業労働対策及び安全衛生対策を総合的かつ一体的に推進していく必要がある。

この大綱では、こうした状況を踏まえつつ、「第14次労働災害防止計画」及び「徳島第14次労働災害防止推進計画」に基づき、本県林業の労働災害防止と安全衛生の確保対策の推進方向を明らかにするものである。

令和5年10月 徳島県